

函館市日乃出清掃工場の整備および 管理運営事業

募集要項等に対する第1回質問への回答

令和2年12月25日
函館市

■募集要項に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	5	IV	1	(2)カ	応募者の備えるべき参加資格要件「運営企業」	管理運転委託業務に関して、業務の効率化を目的として、主にプラント機械の保守点検・補修・更新を担当する企業（プラントメーカー）と、主に施設の運転管理業務を担当する企業（運転管理を専門に行うプラントメーカー子会社）とで構成される運営業務に関する共同企業体(運営JV)を構成し業務を行う場合、運営企業の参加資格要件（ア）～（エ）は、運転業務を担当する企業（運転管理を専門に行うプラントメーカー子会社）が全て満たしていればよいか。	本施設の管理運営に関する業務のうち、運転管理業務または維持管理業務といった主たる業務については、参加資格を有する運営企業が実施することを想定していますので、運転管理実績を有さない可能性のある企業が運営企業となるケースは原則として認められません。ただし、ご質問のケースのように効率化の目的から必要であれば、主にプラント機械の保守点検・補修・更新を担当する企業には、運営支援企業等の役割で構成企業として参加した上で、運営企業と運営JVを組成してSPCから受注することは認められます。その際、市としては、運営JVにおける運営企業以外の構成員の役割、実績等を確認することを想定しています。
2	15	VI	7	(2)	表 搬入廃棄物の将来推計値	「※変動料金について～提案価格を算定すること。」について、既設1・2号炉の同時更新を提案する場合、既設炉と新設炉が同時に稼働する年度がないため、既設1・2号炉の同時更新を提案する場合には記載内容の限りではないとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。変動料金について既設炉と新設炉で異なる単価を提案する場合、提案工程に沿った日数按分により、既設炉および新設炉の搬入廃棄物量を設定したうえで提案価格を算定してください。
3	23	別紙3			閲覧用参考資料リスト	本事業の解体撤去予定建物である「作業事務所棟」について、添付資料9「既設解体箇所図面」で本建物の「意匠図」が閲覧資料となっているが、本建物の「構造図」についても、解体計画を行ううえで必要となるため、閲覧資料にて提示してください。	作業事務所棟の構造図を、現地確認期間に閲覧可能とします。

■要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	1-2	第1章	第1節	5. 2)	全体計画	「本工事は各炉共通系の設備、機器の施工を実施する場合を除き、原則として1~2炉を稼働しながら実施すること。」について、工事期間中に既設焼却炉が稼働するために必要となる工事は、本工場の現場着手までに貴市の負担にて完了しているものと考えてよいか。	基本的にお見込みのとおりです。詳細は受注後の設計協議によるものとします。
2	1-2	第1章	第1節	5. 2)	全体計画	本工事期間中は、共通設備更新のための共通休炉や焼却炉更新工事および既設炉の定期整備工事に伴い、施設のごみ処理能力が一時的に低下するため、本施設で処理することが困難なごみが発生するが、その際のごみの搬入量の抑制および持出ごみの仮置きに係る責任と費用は、貴市に帰属すると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
3	1-2	第1章	第1節	5. 2)	全体計画	全休炉期間は最長60日間を2回とあるが、合計120日以内の範囲で、全休炉を2回以上設けてもよいか。	最長60日間を前提として可とします。ただし、詳細は受注後の設計協議によるものとします。
4	1-3	第1章	第1節	6. 3) (1)	ユーティリティ条件 「電力」	2-58頁第2章第12節計装設備2. 3) (3) 受配電発電運転制御「系統への逆潮流が1, 050kWを超えない制御を組むこと」について、この値が逆潮流電力量の上限値と考えるとよいか。	基本的にお見込みのとおりです。現時点での上限値であり、将来的な対応については、要求水準書（管理運営編）に対する質問への回答No. 23のとおりです。
5	1-3	第1章	第1節	6. 3) (2)	ユーティリティ条件 「用水」	見積精度向上のため、上水道本管から本工場への引込ルートおよび施工方法を提示してください。	上水道本管から本工場への引込ルートは、要求水準書添付資料3に示す現在の敷設ルートと同等を想定しています。現在の敷設状況が分かる資料を、現地確認期間に閲覧可能とします。
6	1-4	第1章	第1節	6. 3) (8)	ユーティリティ条件 「近隣電波 障害対応 設備」	「電波障害の影響を調査し、対象となる物件について、必要な対策を講じること。」について、工事着工時点において、電波障害はなく、工事の影響による電波障害に対して必要な対策を講じるものと考えてよいか。	現状も電波障害があり対策を実施しています。現行の電波障害対策について、現地確認期間に閲覧可能とします。本工事では、本工場全体を含めた対策を実施してください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
7	1-4	第1章	第1節	7.	予定工期	「竣工 令和9年度中」について、令和9年度中の竣工とすると、本施設でごみ処理することができない共通休炉期間を搬入ごみ量が多い時期に設定せざるを得ず、工事期間中の余剰ごみ発生量が多くなることが懸念されるため、本更新工事期間中の余剰ごみの発生量低減に資する方策として、共通休炉期間をごみ搬入量の少ない時期に設定し、その結果として工期延長を提案することは可能か。	既設炉の使用期限を令和8年度とし、工期の延長により市民生活に大きな影響を与えることがなく、かつ、余剰ごみ量の縮減等が見込まれる場合には、提案を可とします。なお、金額は提案限度額以下としてください。
8	1-5	第1章	第2節	1. 2) (1)	計画ごみ質	要求水準書に記載のごみの組成には、「(1)ごみの種類」に示された①～③のごみ組成が考慮されているものと考えてよいか。	ごみ組成は出典に記載のとおり、既設清掃工場における試験結果を基にしており、②および③は考慮していません。
9	1-7	第1章	第2節	6. 2) (8)	余熱利用 方 式	「エネルギー回収率を19%以上とする」について、その達成時期は3炉更新工事完了時点と考えてよいか。	お見込みのとおりです。
10	1-11	第1章	第2節	10. 2)	作業環境	本更新工事は既存建屋を流用して、機器の更新を行う工事だが、機器配置上、送風機を収容する別室を設けることができない場合、機器の性能に支障がない範囲で防音対策等を講じることを前提に、別室に収容せず、炉室に配置することを認めて頂けないか。	別室への収容を検討し、やむを得ない場合は可とします。
11	1-15	第1章	第5節	1. 1) (1)	工 事 の 施工方法	「退去先の確保および退去作業等は市の所掌」とあるが、退去および退去先にかかる費用、ならびに新事務所への移転等にかかる全ての費用は貴市負担と考えてよいか。また退去の際は、貴市の所掌と負担において、管理棟内の什器や備品その他貴市の所有物が全て搬出されるものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
12	1-15	第1章	第5節	1. 1) (1)	工 事 の 施工方法	貴市職員退去後の管理棟を、工事資材の保管スペースや作業員の休憩スペース等の工事エリアとして使用することは可能か。	可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
13	1-15	第1章	第5節	1.1) (1)	工事の 施工方法	「南北いずれかの既設計量機・計量棟およびランプウェイは、仮設備等によるごみの搬入動線の安全性確保、計量システムの維持を前提として撤去可能なものとする」について、工事期間中、ごみ搬入車両は工事エリアと錯綜するため、一般持込車両の安全性確保を目的として、一般持込みの制限や処理費用の精算を別地で行う等の対応をして頂くことは可能か。	工事期間中は、一般持込みの受付台数を制限するなどの対応を行う予定です。
14	1-16	第1章	第5節	1.1)	清掃工場 敷地	解体撤去予定建物としてし尿脱水ケーキホッパー室が記載されているが、し尿脱水ケーキホッパー室跡地にプラント機器等を設置するなどの跡地利用の計画がない場合、本建物の残置を認めて頂けないか。	跡地利用計画がない場合でも、残存建物・工作物に影響しない範囲で、し尿脱水ケーキホッパー室は本工事において解体します。
15	1-18	第1章	第5節	1.3) (2)	設備更新に 先立つ 既設焼却 設備の撤去	管理区域設定に係る既設炉のダイオキシン類濃度については、焼却炉以降すべて第3管理区域によることを想定すること」について、管理区域および保護区レベルは、事前の解体対象機器のダイオキシン類濃度の測定結果に基づいてばく露防止対策工事計画を作成し、労働基準監督署の承認により決定するものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
16	1-23	第1章	第6節	3.2)	試運転およ び運転指導 にかかる 経費負担	新設炉の試運転期間に生じる売電収入は、事業者の所掌と考えてよいか。	市に帰属するものとします。
17	1-24	第1章	第7節	1.1)	責任施工	「本施設の処理能力および性能は～事業者の負担で施工しなければならない。」について、本工事の工事範囲外の機器・設備等の不具合が原因で処理能力および性能が発揮できない場合はその限りではないものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
18	1-24	第1章	第7節	1.2) (2) ③	その他性能 保証事項	緊急作動試験は、各炉更新工事後ではなく、3炉更新工事が完了した後に実施する「総合性能確認試験」での確認を行うものと考えてよいか。	可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
19	1-25	第1章	第7節	2.	引渡性能試験方法	排ガス測定場所「ろ過式集じん器入口、出口または煙突」について、性能保証値は、煙突排出口における値であることから、ろ過式集じん器入口における測定を省略させて頂けないか。	要求水準書のとおりとします。
20	1-25	第1章	第7節	2. 1)	安定稼働試験	安定稼働試験「契約不適合責任期間内に1系列あたり連続90日間以上の定格運転を実施」について、ここで言う契約不適合責任期間は、1-31頁 第1章第8節2. 2) 施工の契約不適合責任期間2年との解釈でよいか。また、部分引渡しから起算して2年以内に1炉ずつ実施するものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
21	1-28	第1章	第7節	2.	7. 騒音 8. 振動	騒音、振動の測定は、各炉更新工事後ではなく、3炉更新工事が完了した後に実施する「総合性能確認試験」での測定でよいか。	可とします。
22	1-29	第1章	第7節	2.	13. 全停電からの非常用発電機による1炉立ち上げ	「～常用発電機を起動し、常用発電機による自立運転を行う。さらに～」について、常用発電機とは、ディーゼル常用発電機等ではなく、蒸気タービン発電機との理解でよいか。	お見込みのとおりです。
23	1-36	第1章	第11節	4.	経費の負担	「本工事に係る検査および試験の手続きは～これらに要する経費は事業者の負担とすること」について、貴市職員もしくは施工監督員の人件費、旅費等は除くものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
24	1-37	第1章	第12節		正式引渡し	「性能確認または工事完了した設備、機器については部分引渡しを行うこと」は、以下のように行うものと考えてよいか。 各炉系設備、機器 →各炉毎に行う性能試験結果による 共通系設備、機器 →各設備および機器の施工完了後の検査による 建築物および設備・電気 →各建築物および設備・電気の施工完了後の検査による	基本的にお見込みのとおりです。 詳細は受注後の設計協議によるものとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
25	1-38	第1章	第13節	1.	関係法令等の遵守	「本工事の設計施工にあたっては、関係する各種法令、条例、規則および要綱等を遵守すること」について、本計画のように増築を繰り返した既設建築物を流用する場合には、各種法令等から結論を読み解くことは非常に困難である中、可能と判断した内容での計画立案となるため、契約後の諸官庁協議において、この計画の実現が困難な状況に陥るような事態や、大きく計画変更が必要となった場合には、それに伴い発生する追加費用および工期延長を認めて頂けるものと考えてよいか。	受注後の設計協議において前提とする条件について確認協議し、その条件から大きく変更が必要となった場合には、協議に応じるものとします。
26	1-39	第1章	第13節	1.	関係法令等の遵守	本施設は、ごみ焼却処理時に発生する熱エネルギーを利用して発電し、余剰電力を電力会社へ売電を行うため、工場立地法の規制対象に該当するものと思慮するが、本施設が工場立地法の規制対象に該当する場合、敷地面積の25%以上を緑地あるいは環境施設（噴水、運動場など）とする必要があるが、既存建屋を流用するため、敷地内に25%以上の緑地あるいは環境施設を確保することはできません。本事業の特性上、本施設は、工場立地法の規制対象外との理解でよいか。また、本施設が工場立地法の規制対象となる場合には、貴市の責任と費用によって、緑地あるいは環境施設を確保するものと考えてよいか。	規制により、現状の緑地（アスファルト舗装を除く雑草地等を含む）あるいは環境施設（以下、緑地等）を超える緑地等が必要となった場合、追加的に必要となる緑地等の確保については市の所掌とします。なお、本工事に伴って緑地等を撤去する場合は、事前に市と協議を行ったうえで、事業者の責任において敷地内に撤去面積見合いの代替緑地等を確保してください。
27	1-40	第1章	第13節	4.	予備品・消耗品	「本施設に係る予備品（2年分）および消耗品（1年分）を納品すること。」について、それぞれ部分引き渡しから起算した期間に必要な数量との理解でよいか。	お見込みのとおりです。
28	2-1	第2章	第1節	1.	歩廊、階段等	本項目に記載の内容は、本更新工事で設置する歩廊、階段等に適用するものであり、既設流用する歩廊および階段等には適用されないものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
29	2-1	第2章	第1節	3.	配管	本更新工事で既設流用する機器と接続する配管について、共通休炉期間の短縮を目的として、必要な補修を行ったうえで流用することは可能か。	原則として、既設流用機器と接続する配管も更新しますが、市が共通休炉期間の短縮に必要なと判断するものについては既設流用を認めるものとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
30	2-2	第2章	第1節	5. 8)	地震対策	「機器、配管、ダクト類の支持架構の耐震計算は「火力発電所の耐震設計規程（JEAC 3605-2019）」に準拠すること」について、焼却炉、ボイラ、集じん機などの主要機器の支持架構も含まれるものと考えてよいか。	可とします。
31	2-2	第2章	第1節	5. 9)	地震対策	「架構は、～地震時の変異も有害な変形にならない構造とすること。」について、有害な変形にならない構造の確認方法は、震度法を用いた許容応力度解析によるものと考えてよいか。	可とします。
32	2-2	第2章	第1節	5. 12)	地震対策	「灯油、軽油、重油等のタンク～フレキシブルジョイントを必ず設置すること。」について、油圧装置の配管に関しての適用の可否をご教示ください。	地震等により、配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないことが明白である場合には、この限りではありません。
33	2-4	第2章	第2節	1. 6) (2)	ごみ計量機 「特記事項」	「計量機および計量棟の新設においては、屋根および壁を設けること。」について、既設同様に工場北側に搬入用計量機1基、工場棟南側に一般持込み用計量機（2基）を設置した場合、工場北側の計量機に屋根を設けて（棟、壁はなし）、工場棟南側には計量棟を設ける（屋根、壁あり）ものと考えてよいか。	可とします。
34	2-5	第2章	第2節	1. 6) (12)	ごみ計量機 「特記事項」	「火災を感知し、中央制御室で監視できるものとする」との記載は、計量棟内について適用されるものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
35	2-6	第2章	第2節	3. 4) (4)	ダンピングボックス 「特記事項」	「必要時に直接投入可能な機構とする」について、直接投入可能とは、ダンピングボックスを介さずに、間接投入扉へごみを投入するスペース（1人分程度のスペース）を確保するものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
36	2-7	第2章	第3節	1. 3) (7) (8)	投入ホッパ 「主要項目」	レベル検出方式およびブリッジ検出方式は、超音波式との指示だが、弊社実績の有するマイクロ波式の採用をお認め頂けないか。	提案は可とします。 ただし、詳細は受注後の設計協議によるものとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
37	2-7	第2章	第3節	1. 4) (3)	投入ホッパ 「主要機器」	ホッパゲートとブリッジ解除装置を兼用し、油圧駆動とする場合は、ホッパゲート駆動装置を第2章第3節2-3「炉駆動用油圧装置」にて兼用することをお認め頂けないか。	可とします。
38	2-8	第2章	第3節	2. 2-2 4) (5)	燃焼装置 「ごみ層厚」	「ごみ質：Ave」とは基準ごみ質時との理解でよいか。また、これ以降の項目にも同記載がある場合も同様と考えてよいか。	お見込みのとおりです。
39	2-9	第2章	第3節	2. 2-2 6)	燃焼装置 「特記事項」	「火格子について、強制空冷も考慮すること。」との記載について、強制空冷することによる費用対効果、リスクを検討したうえでメリットがある場合に事業者判断により提案できるものと考えてよいか。	可とします。
40	2-11	第2章	第3節	2. 2-6 6) (4)	落じん ホッパシュート 「特記事項」	「ごみ詰まりが生じた際の検出センサーを設けること」について、本センサーは落じんホッパブリッジの際に発生する火災を検知する火災検出用熱電対としてよいか。	可とします。
41	2-15	第2章	第4節	1. 1-34) (2)	ボイラ鉄骨・ 落じん灰 ホッパシュート 「ホッパシュート」	エコマイザ下ホッパ加温ヒータおよび制御盤は、事業者にて設置・非設置を判断させて頂けないか。	可とします。
42	2-16	第2章	第4節	3. 2)	ボイラ給水 ポンプ	数量「6台」について、運転に支障がない場合、ボイラ給水ポンプを4台（1台共通予備）としてもよいか。	要求水準書のとおりとします。
43	2-17	第2章	第4節	4. 4) (2)	脱気器 「特記事項」	「貯水量は、最大ボイラ給水量（1缶分）に対して～」について、脱気器の設置台数を1基/3炉とした場合、脱気器の貯水量は、最大ボイラ給水量（3缶分）の10分間以上との理解でよいか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
44	2-19	第2章	第4節	7. 7-2 2)	サンプリングクーラ	サンプリングクーラ（給水用）の設置数量「1基/炉」について、脱気器の設置台数を1基/3炉とした場合、脱気器から各ボイラへ給水する配管の分岐前に設置すれば、1基で3炉分の給水から採取することが可能である。この場合、サンプリングクーラ（給水用）の設置数量を1基/全炉としてもよいか。	1基で3炉全ての給水をサンプリングできることを前提に可とします。
45	2-20	第2章	第4節	8. 8-1	高 圧 蒸気だめ	高圧蒸気を各所へ安定的に供給できることを前提に、高圧蒸気だめを非設置とし、主蒸気配管から各所へ分岐する方式としてもよいか。	可とします。 ただし、詳細は受注後の設計協議によるものとします。
46	2-21	第2章	第4節	8. 8-2	低 圧 蒸気だめ	低圧蒸気を各所へ安定的に供給できることを前提に、低圧蒸気だめを非設置とし、蒸気配管から各所へ分岐する方式としてもよいか。	可とします。 ただし、詳細は受注後の設計協議によるものとします。
47	2-22	第2章	第4節	11. 5)	純水装置 「特記事項」	「1日当たりの純水製造量は、ボイラ1基分に対して24時間以内に満水保缶できる容量とする」について、純水装置の能力は、純水タンクおよび復水タンクの貯留量も含めて、ボイラ1基分に対して24時間以内に満水保缶できる容量との理解でよいか。	純水装置の純水製造量が、ボイラ1基分に対して24時間以内に満水保缶できる純水装置容量としてください。
48	2-24	第2章	第5節	1. 4) (6)	ろ過式 集じん器 「主要機器」	ロータリーバルブは、ろ過式集じん器飛灰排出口のシールを目的として設置するものと思慮する。 飛灰排出口のシールが、ゲートバルブ等ほかの手段で確保されている場合、ろ過式集じん器のロータリーバルブは非設置としてもよいか。	シールおよび連続排出の確保を条件として可とします。 ただし、詳細は受注後の設計協議によるものとします。
49	2-24	第2章	第5節	1. 4) (10)	ろ過式 集じん器 「主要機器」	ろ過式集じん器は、ヒータを設置するなどの低温ガス対策を実施することで、炉立上げ初期から通気し、ダイオキシン類の排出を低減することが可能なので、バイパス煙道は必要に応じて設置としてもよいか。	可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
50	2-24	第2章	第5節	1. 5)	ろ過式集じん器 「特記事項」	「低温でも通ガス可能なろ布の導入を考慮すること」について、ろ過式集じん器は、ヒータを設置するなどの低温ガス対策を実施することで、炉立上げ初期の低温ガスを通気することが可能なため、ろ布は、集じん器の性能、LCCを考慮して選定するものとし、炉立上げ初期の低温ガス対策は、ヒータを設置するなどの低温ガス対策を実施してもよいか。	可とします。
51	2-25	第2章	第5節	2. 2-1 4) (2)	塩化水素、硫酸化物除去設備 「主要機器」	有害ガス除去装置のうち、既設流用する機器については、付属する補器類（サイロ用バグフィルタ、エアノッカ等）、計装品、保温、塗装を含めて全て既設流用と考えてよいか。	原則全て更新してください。
52	2-25	第2章	第5節	2. 2-1 4) (2)	塩化水素、硫酸化物除去設備 「主要機器」	「貯留タンク類は既設流用とする」との指示だが、共通休炉短縮を目的として、貯留タンク付属品であるスライドゲートおよび消石灰特殊排出装置を既設流用とすることとしてもよいか。スライドゲートおよび消石灰特殊排出装置を更新する場合、貯留タンク内部の薬品を完全に排出する必要があり、薬品の排出のために共通休炉期間が必要となる。	原則として、スライドゲートおよび排出装置も更新しますが、市が共通休炉期間の短縮に必要と判断するものについては、必要な補修を行ったうえで既設流用を認めるものとします。
53	2-27	第2章	第6節	1. 1-1 1)	蒸気タービン 「形式」	蒸気タービンの形式「抽気復水型」について、エネルギー回収率19%を遵守することを前提に、蒸気タービンの形式は事業者の提案としてもよいか。	エネルギー回収率の確保および運転上の支障が生じないことを条件として、形式を提案することも可とします。
54	2-28	第2章	第6節	2. 2-1	蒸気供給設備	「下水処理場汚泥処理施設に対し、汚泥乾燥に用いる蒸気を提供するための設備を本施設敷地境界までを最長とする範囲で整備する」について、本工事において事業者が整備する範囲とその取合点および条件（埋設あるいは架空など）を提示してください。	取合は架空を想定しています。取合位置の概略図を、現地確認期間に閲覧可能とします。
55	2-28	第2章	第6節	2. 2-2	高温水設備	「下水処理場汚泥処理施設に対し、消化槽加温に用いる高温水を提供するための設備を本施設敷地境界までを最長とする範囲で整備する」について、本工事において事業者が整備する範囲とその取合点および条件（埋設あるいは架空など）を提示してください。	取合は架空を想定しています。取合位置の概略図を、現地確認期間に閲覧可能とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
56	2-29	第2章	第6節	2. 2-3	温水設備	LCC上のメリットがある場合には、温水設備は電気式の使用も可としてください。	LCCのみならず、エネルギー回収の観点から規定するものであり、要求水準書のとおりとします。 ただし、受注後の設計協議において再度電気式の採用について協議することを妨げるものではありません。
57	2-29	第2章	第6節	2. 2-3	温水設備	見積精度向上のため、本工場から日乃出いこいの家への配管敷設ルートおよび施工方法を提示してください。	既設温水供給配管敷設図を、現地確認期間に閲覧可能とします。
58	2-30	第2章	第6節	2. 2-4	場内給湯用 温水設備	LCC上のメリットがある場合には、場内給湯用温水設備は電気式の使用も可としてください。	LCCのみならず、エネルギー回収の観点から規定するものであり、要求水準書のとおりとします。 ただし、受注後の設計協議において再度電気式の採用について協議することを妨げるものではありません。
59	2-30	第2章	第6節	2. 2-5 4) (2)	ロードヒーティング 「主要機器」	ロードヒーティング系内の流体の熱膨張を補給水タンクレベルで吸収できる場合には、膨張タンクは非設置としてもよいか。	可とします。
60	2-30	第2章	第6節	2. 2-5 4) (2)	ロードヒーティング 「特記事項」	ロードヒーティングの施工範囲および施工面積は、既設ロードヒーティングと同等と考えてよいか。	お見込みのとおりです。 ただし、来場者動線、搬入搬出車両の動線が現在から変更となる場合は、変更後の動線に合わせてロードヒーティングの施工範囲を設定してください。
61	2-34	第2章	第7節	6.3) (2)	煙道	煙道の材質は、運営期間中に大規模修繕が生じないことを前提に、SS400を提案してもよいか。	要求水準書のとおりとします。
62	2-35	第2章	第7節	9.	煙突	「鉄部の劣化や塗装の劣化が激しい部分については～」との記載について、鉄部とは、内部階段・歩廊の鉄部との理解でよいか。	添付資料6「建築物等劣化状況調査」に示すとおり、ルーフトレイン周りなどの腐食の激しい部分を指します。
63	2-35	第2章	第7節	9.	煙突	内筒の低温腐食対策とは、休炉時の防錆対策と考えてよいか。また、休炉時の防錆対策は、既設と同様、共通休炉中の対策を考慮しなくてもよいとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。 ただし、共通休炉期間中は降雨対策を講じるものとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
64	2-37	第2章	第8節	1. 6) (3)	灰押出機 「特記事項」	装置出口の含水率は事業者提案となっているが、半湿式のプッシュ式灰押出機の出口湿灰の含水率は灰の性状等によって変わるため、提案値を保証値とされるのであれば高めに設定する必要がある。 本数値は保証値でなく、目標値として取り扱ってください。	提案値は目標値とします。
65	2-39	第2章	第8節	6.	飛灰処理装置	飛灰処理装置のうち、既設流用する機器については、付属する補器類（ヒータ、エアノック）、計装品、保温、塗装含めて全て既設流用との理解でよいか。	原則全て更新してください。
66	2-41	第2章	第9節	1.	給水設備 「一般事項」	一般事項には、既設流用・転用するタンク、槽類では対応できないものがある（具体的に2), 3), 4), 5), 6), 7)) が、これらの一般事項については、既設流用・転用するタンク、槽類には適用しないとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。 ただし、新設するタンク、槽類については特記事項を遵守してください。
67	2-42	第2章	第9節	3.	給水設備 「水槽類 仕様」	プラント用水受水槽、機器冷却水受水槽の容量は、「災害等による断水時にも3日程度の運転可能な貯水量を確保すること」について、プラント用水受水槽、機器冷却水受水槽の容量は、災害発生時に平均的なごみ搬入量のごみを受入れても、ごみの貯留および処理が継続可能な2炉3日分の定格運転に必要な容量程度を見込むことと考えてよいか。 また、災害発生時にはプラットホーム床洗浄水や洗車水の使用を停止するなどの節水対策を講じるものとさせて頂いてもよいか。	可とします。
68	2-50	第2章	第11節	3.	電力監視設備	電力監視設備との記載について、機能上DCSオペレータコンソールでの監視が可能な場合、専用の電力監視盤は非設置とし、機能をDCSにもたせるものとの理解でよいか。	基本的に可とします。 詳細は受注後の設計協議によるものとします。
69	2-51	第2章	第11節	4. 3) (1)	低圧 配電設備 「特記事項」	し尿処理施設の設備負荷(50kW程度)を低圧にて配電するとの記載について、供給電圧は3相420V/3相210V/単相210Vいずれかを提示してください。	3相210Vおよび単相210V-105Vを予定していません。 詳細は受注後の設計協議によるものとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
70	2-51	第2章	第11節	5.	動力設備 工 事	共通休炉期間の短縮を目的に、部品交換等の継続使用に必要な改造を行ったうえで、既設動力制御盤、制御盤、配線等を既設流用としてもよいか。	原則更新としますが、市が共通休炉期間の短縮に必要と判断するものについては既設流用を認めるものとします。
71	2-52	第2章	第11節	5. 5-6 2)	ケーブル 工 事 「接地工事」	接地工事は、今後も継続使用可能なものは既設流用とし、必要に応じて新たに工事を行うものとの理解でよいか。	法的に問題のないことを前提として、既設流用も可とします。
72	2-54	第2章	第11節	6. 6-2	発 電 機 監 視 盤	「発電機監視盤は電力監視盤と列盤とする」について、発電機の監視操作機能は、現場機側の発電機盤にもたせて、中央制御室における電力監視機能は、DCSにもたせるものとの理解でよいか。	基本的に可とします。 詳細は受注後の設計協議によるものとします。
73	2-54	第2章	第11節	7.	非 常 用 発 電 設 備	「受電系統の事故等による停電時において、一炉立上げ、常用発電機起動、自立運転～」について、常用発電機とは、ディーゼル常用発電機等ではなく、蒸気タービン発電機との理解でよいか。	お見込みのとおりです。
74	2-54	第2章	第11節	7.	非 常 用 発 電 設 備	「災害時、商用停電時72時間連続稼働できるよう計画する」について、非常用発電設備が72時間の連続稼働に耐えうるものとするを示すものであり、その間燃料は給油できるものとの理解でよいか。	可能な限り無給油での連続稼働時間を確保するものとしますが、敷地内スペース等の制約から燃料タンク等の設置が困難となる場合にはこの限りではないものとします。
75	2-56	第2章	第11節	9.	自 営 線 整 備 工 事	本施設で発電した電力から場内消費電力を差し引いた余剰電力は、自営線による送電を優先し、自営線による送電を行ったうえで生じた余剰電力量を電力会社で送電するとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。
76	2-56	第2章	第11節	9.	自 営 線 整 備 工 事	「本施設が2炉運転となる場合にも、安定的に送電が可能なものとする。」について、この際のごみ質は基準ごみとの理解でよいか。 また、ごみ処理量や自営線による供給先の需要電力量の条件によっては、本施設の余剰電力量を上回る場合があるが、発電電力量や自営線による供給先の需要電力量などから余剰電力量の不足が想定される場合には、各供給先が別途電力会社から買電するものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
77	2-56	第2章	第11節	9.	自営線整備工事	供給元において必要となる電気・計装制御設備の内容が不明です。供給先A, B, Cそれぞれの単線結線図および電気設備図面を提示願います。また、制御に必要な入出力信号も提示してください。	図面は現地確認期間に閲覧可能とします。入出力信号は受注後の設計協議によるものとします。
78	2-56	第2章	第11節	9.	自営線整備工事	供給先A, B, Cへの配電電圧は高圧6.6kVでよいか。また、取合点は本工事の高圧配電盤の端子台と考えるよいか。	前段についてお見込みのとおりです。後段の取合点は受注後の設計協議によるものとします。
79	2-56	第2章	第11節	9.	自営線整備工事	電力収支を作成するため、供給先における平均電力使用量を提示してください。	電力使用実績が分かる資料を現地確認期間に閲覧可能とします。施設Cについては、最大需要電力ベースで約460kW増となることを考慮してください。
80	2-56	第2章	第11節	9.	自営線整備工事	自営線による電力の供給開始は、本施設竣工後と考えるよいか。また、供給先の休館期や季節変動、1日当たりの変動など送電計画に必要な条件を提示してください。	自営線による電力の供給開始は、2炉稼働後を想定しています。No. 79回答以外の資料については、受注後に提示可能となり次第提供します。
81	2-56	第2章	第11節	9.	自営線整備工事	設備設計のため、各供給先への配線長さを提示してください。	現在想定している各施設への配線長さはおおむね以下のとおりです。 施設A：300m 施設B：700m 施設C：900m
82	2-59	第2章	第12節	3.	計装機器	共通休炉期間の短縮を目的に、部品交換等の継続使用に必要な改造を行ったうえで、既設計装品を既設流用してもよいか。	原則更新としますが、市が共通休炉期間の短縮に必要と判断するものについては既設流用を認めるものとします。
83	2-59	第2章	第12節	3.	計装機器	共通休炉期間短縮を目的に、オペレータコンソール、プロセスコントローラなどの主要機器は更新を行い、キャビネットは既設流用としてもよいか。	可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
84	2-61	第2章	第12節	5.	計装項目	必要な計装項目は、事業者の提案するシステム、設備構成や運転管理手法により異なるものと思慮する。 本表中の計装項目は参考とし、各項目の要否については設計協議によるものとさせて頂きたい。	可とします。
85	2-69	第2章	第13節	6.	真空掃除装置	真空掃除装置（セントラル方式）は、配管の詰まりが生じた際に復旧に手間と時間が必要である。可搬式掃除装置を複数台設置することで同時複数個所の清掃に対応可能で、また、可搬式掃除装置とすることで清掃用ホースの振り回しが容易になるなど作業性の向上を図ることができることから、可搬式掃除装置等の採用も可として頂きたい。	可搬式掃除装置等の採用も可としますが、基数、性能等仕様については受注後の設計協議によるものとします。
86	2-76	第2章	第14節	2. 2-1 4)	全体計画 「設計方針」	「一時避難所としての機能を有するスペースを確保すること」について、「一時避難所」とは、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるために緊急に避難する場所との理解でよいか。	お見込みのとおりです。
87	2-76	第2章	第14節	2. 2-1 4)	全体計画 「設計方針」	一時避難所への避難者の対応は、市の所掌との理解でよいか。 また、「非常用物資等の備蓄倉庫として確保すること」について、備蓄物資の手配および管理は、貴市の所掌と考えてよいか。	お見込みのとおりです。
88	2-77	第2章	第14節	2. 2-2 4)	適用基準 および 既往調査 資料	貴市にて実施した建築物等劣化状況調査の報告書に記載されている内容を基に、各項目について改修工事の範囲および数量を決定するものと考えてよいか。 また、実際の施工前調査にて想定を大幅に超過する範囲および数量の施工が必要となった場合は別途協議とし、施工する場合には、必要となる費用を別途貴市にて負担するものと考えてよいか。	前段についてお見込みのとおりです。 後段については協議に応じるものとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
89	2-77	第2章	第14節	3. 3-1 1)	基本方針 (構造・建築 仕様計画)	「既存建物に係る改修は、建築基準法による構造規定の既存遡及を受けない範囲で行なうこと。」について、本計画を実現するためには、南側ランプウェイの場所に工事用重機を設置が必要となるため、南側ランプウェイの解体が必要と判断しているが、当該ランプウェイの復旧に際し、既存建物の建築基準法による構造規定の既存遡及（構造，意匠）を受ける可能性があり，入札段階では遡及範囲を明確にすることができない。 契約後の諸官庁協議において，この計画の実現が困難な状況に陥るような事態や，大きく計画変更が必要となった場合には，それに伴い発生する追加費用および工期延長を認めて頂けるものと考えてよいか。	受注後の設計協議において前提とする条件について確認協議し，その条件から大きく変更が必要となった場合には，協議に応じるものとします。
90	2-77	第2章	第14節	3. 3-2 2)	基礎構造 (構造・建築 仕様計画)	発生残土が汚染されている場合には処分費用，工期延長について協議頂けるものと考えてよいか。	土壌汚染状況調査を伴う形質変更届の必要となる掘削等は想定していません。 残土処分にあたり調査が必要となり，搬出にあたっての支障が認められた場合には，協議に応じるものとします。
91	2-77	第2章	第14節	3. 3-4 2) (3)	プラットホーム	「ごみピット投入扉の～，標識などを設けること。」について，既存の設備を補修のうえ，再利用可能なものについては，既存流用可能との理解でよいか。	お見込みのとおりです。
92	2-77	第2章	第14節	3. 3-4 2) (5)	プラットホーム	「プラットホーム内に，洗浄栓，手洗い，便所を設けること」について，既存改修を行うとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。
93	2-79	第2章	第14節	3. 3-7	中央制御室	本項目の記載は，新たに既存施設と異なる場所に中央制御室を設ける場合に適用されるとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
94	2-79	第2章	第14節	3. 3-8	排水処理 設備室	本項目の記載について、既存の排水処理設備室を流用する場合は、可能な範囲で実施するとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。
95	2-79	第2章	第14節	3. 3-9	通風設備室	本項目の記載について、既存の通風設備室を流用する場合は、可能な範囲で実施するとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。
96	2-79	第2章	第14節	3. 3-10	灰出し 設備室	本項目の記載について、既存の灰出し設備室を流用する場合は、可能な範囲で実施するとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。
97	2-81	第2章	第14節	3. 3-13	煙 突	「函館市日乃出清掃工場整備基本設計建築物等劣化状況調査報告書」にて、煙突外部壁における鉄筋の露出を伴ったはく落・浮きは煙突外筒面積の20%未満となっているが、事業者にて再度調査を行った結果、それを上回る補修必要箇所が見つかった場合は、協議に応じて頂けるものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
98	2-82	第2章	第14節	4. 1)	改 修・ 仕上計画	「外観意匠については、～検討すること」について、既存建屋流用のため、色彩に限り検討を行うものと考えてよいか。	既存建物については、お見込みのとおりです。
99	2-82	第2章	第14節	4. 2)	改 修・ 仕上計画	「景観計画に定める誘導基準を遵守し、～景観アドバイザーからアドバイスを積極的に受け、良好な都市景観の形成に努めること。」について、既存建屋を流用する計画のため、本事業では除外して頂けないか。	要求水準書のとおりとします。
100	2-83	第2章	第14節	4. 4-2 4-2-2	ALCパ ネ ル 部 分	ALCパネル部分については、～なお、補修が困難であると認められるパネルについては更新するほか、」について、更新が必要な部分については、既設と同じくALCパネルへの更新を行うとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
101	2-85	第2章	第14節	4. 4-4	内部建具 更新工事	窓枠の更新に関しては、既存枠を残置して施工する「カバー工法」の採用も可として頂けないか。	可とします。
102	2-87	第2章	第14節	4. 4-8 3) (3)	外 構	「北側擁壁コーナーコンクリート部分は、補修すること。」について、具体的に補修が必要な箇所を提示してください。	添付資料6建築物等劣化状況調査P12に示すとおり、北側間知ブロックのコーナーコンクリートの劣化部分です。（「2. 建築物・工作物(7)擁壁等」に記載のL部分）
103	2-89	第2章	第14節	5. 5-1 2) (2) ①	空気調和 設 備 「設計条件」	「設計用屋内条件」に相対湿度の記載があるが、湿度管理に関して、一般的な清掃工場同等の湿度管理を行うものとの理解でよいか。既設更新のため、精密機械工場などに類するレベルの湿度管理設備の完備を行うことは困難と思慮します。	お見込みのとおり、除湿等湿度管理により一定値に制御することは想定していません。
104	2-89	第2章	第14節	5. 5-1 2) (2) ②	空気調和 設 備 「設計条件」	「空調は電気式とする。」について、蒸気式等の別方式の採用も可として頂けないか。	可とします。
105	2-98	第2章	第14節	5. 5-2 6) (2)	時計表示 装 置	時計表示装置の設置場所および設置数は、既設工場のものと同様との理解でよいか。	同等程度を想定していますが、室の配置・レイアウト等により必要数を協議するものとします。
106	2-98	第2章	第14節	5. 5-2 6) (2)	テレビ共同 受信装置	テレビ共同受信装置を設置する室は、既設工場と同様との理解でよいか。	要求水準書のとおりとします。
107	2-99	第2章	第14節	5. 5-2 10) (4)	電話設備	外線用、内線用および光通信の回線数「協議にて決定する」について、想定する回線数は既設と同様程度との理解でよいか。	同等程度を想定していますが、室の配置・レイアウト等により必要数を協議するものとします。
108	2-99	第2章	第14節	5. 5-2 13)	再生可能 エネルギー 発電設備	再生可能エネルギー発電設備の設置については、事業者提案の中でコストや利便性を検討したうえで必要と判断する場合は提案するものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。

■要求水準書（管理運営編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	1-1	第1章	第1節		本書の位置づけ	「なお、管理運営にあたっては、～全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。」について、貴市の業務範囲（本事業の建設工事において更新・補修を行っていない設備（既設流用）（本要求水準書にて事業者の所掌とされていない業務を除く）に関する業務等の事業者の責めに帰さない範囲）は、事業者の責任範囲に含まれないと考えてよいか（本要求水準書 1-18頁 第1章 第6節 4 1）記載事項の補足等も同様）。	お見込みのとおりです。
2	1-6	第1章	第4節	6.	環境管理基準	「本施設の～既設清掃工場関係資料」に示す。」について、本要求水準書 1-6頁 第1章 第4節 6. 環境管理基準 1)～5) の各基準値は、新施設を対象とした基準値であり、既設炉は、閲覧用参考資料内の「函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業 既設清掃工場関係資料」に示されている各基準値を遵守すると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
3	1-8	第1章	第4節	6. 3)	騒音・振動基準値	本項目の表内「新施設」について、本要求水準書 1-4頁 第1章 第4節 1. 対象施設を指すものと考えてよいか。 また、その場合、本要求水準書 1-4頁 第1章 第4節 1. 対象施設では、略称を「本施設」、本要求水準書 4-1頁 第4章 2. 運転条件では、略称を「清掃工場」とされているが、いずれも同じものを指すと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
4	1-8	第1章	第4節	6. 3)	騒音・振動基準値	本業務の履行範囲は、要求水準書（設計・建設編）1-16頁に示されている「函館市日乃清掃工場敷地」と考えてよいか。	お見込みのとおりです。
5	1-9	第1章	第4節	6. 4)	悪臭基準値	「排出口の規制基準は、～許容限界とする。」について、排水水における規制基準は、関係法令によるものと考えてよいか。	排水水の規制基準は、表1-3に示す敷地境界上の基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
6	1-11	第1章	第4節	7. 4) (5)	プラント 排 水	「処理後、可能なものは再利用の上、余剰排水は下水処理水で希釈後、下水放流」について、下水処理水の管理責任（水質等）は、貴市の所掌と考えてよいか。	お見込みのとおりです。
7	1-11	第1章	第4節	8.	施 設 の 基本性能	「本要求水準書に示す本施設の基本性能とは、環境管理基準（6.参照）を遵守し、～本業務開始時においては以下の図書において示されるものである。」「図書名 函館市日乃出清掃工場建設工事、～参照）」について、本工事は、焼却炉の稼働を継続しながら、プラント機器および建築設備を順次更新・新設するもので、例えば、既設機器を撤去後、同位置に機器を新設する場合、一時的に本機器の機能が失われる期間が生じるため、法令による規制、運転員の安全、焼却炉の稼働等に影響がない範囲で、機器の設置および稼働開始時期に応じて、段階的に性能を発揮し、本工場竣工時点で上記に示す基本性能が全て発揮されることを認めて頂けないか。 なお、法令による規制、運転員の安全、焼却炉の稼働等に影響が生じるものについては仮設するなど機能を継続的に有する対策を講じます。	基本的にお見込みのとおりです。 詳細は受注後の設計協議によるものとします。
8	1-13	第1章	第5節	1.	要求水準書 の遵守	貴市の所掌にて行うこととなっている維持管理業務範囲に関する不備や不履行などが原因となり、要求水準書を遵守できない場合は、当該事項について免責となると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
9	1-13	第1章	第5節	3.	生活環境 影響調査書 の実施 および遵守	「事業者は、～生活環境影響調査書」を遵守すること。」とあるが、実施設計を経て、貴市が作成した当該生活環境影響調査書の内容に変更があった場合、事業者側でその修正を行うものとの理解よいか。 もし再調査の実施を求めるものであれば、当該調査費用は、貴市で負担するとの考えてよいか。	前段についてお見込みのとおりです。
10	1-15	第1章	第5節	12.	施設使用者 等への 安全確保	「事業者は、～安全を確保すること。」とあるが、受付管理業務は貴市所掌のため、搬入者の安全確保は貴市の所掌と考えてよいか。	使用者の安全確保には、施設内の安全を保つことが必要であり、受付管理業務の所掌外をもって安全確保義務を免れるものではありません。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
11	1-16	第1章	第5節	15.	災害発生時の協力	「災害その他不測の事態により、～原則として変動費にて支払うものとする。」について、災害によって発生する廃棄物は、火災や浸水等により、本来の性状から著しく変動するものが多く含まれ、また、発生量も多量になることが想定されるため、変動費以外の費用が事業者に発生する可能性がある（一時的な人員追加等）。下線部に原則とあるとおり、事業者側に合理的な追加費用が発生した場合は、当該費用を貴市にて負担するものと考えてよいか。	災害発生時の協力に対しては変動料金にて支払いますが、ごみ質が異なる、処理容量を上回る搬入などにより追加的な費用が生じる場合には、市の負担として協議に応じます。
12	1-19	第1章	第6節	6. 2)	事業期間終了時の引渡し条件	「業務期間終了時のごみピット、～残留物は全て処理すること。」について、各所の残留物を業務期間終了時までにて全て処理することを見越して、各種搬入量を適宜調整する必要があると思料する。 これに伴い、本業務の履行が困難となる場合は、免責されると考えてよいか（例. 余熱供給、発電等）。	引渡し条件の詳細については要求水準書に示すとおり、業務期間終了5年前から市と協議するものとなりますが、施設の計画的な稼働停止に向けた搬入量調整の対応の中で生じる処理量減等により事業者の責によらず熱供給、発電等が行えない場合には、免責相当と考えます。
13	3-1	第3章		5. 4)	搬入物の確認	「事業者は、市が行うプラットホーム内での搬入検査に対して協力すること。」について、当該協力の内容によっては、人員の追加配置も検討する必要があるため、必要な協力人員数や当該検査の頻度・実施時期（曜日・時間帯）、1回当たりの検査台数等の検査要領を提示してください。	持ち込まれたごみを年に数回、展開検査します。 時期等は不定期とし、該当日の受入時間で検査可能な台数としています。
14	4-2	第4章		3. 2)	搬入物の性状分析	「事業者は、再生可能エネルギー固定価格買取制度申請に伴う分析項目・方法・頻度を満たすこと。」について、当該制度認定の申請のために、ごみ区分ごとに性状分析を実施することが必要と思料するが、本要求水準書 1-12頁 第1章第4節 9. 処理対象廃棄物 表1-5 処理対象廃棄物に記載されている「燃やせるごみ」および「破碎処理可燃性残さ」について分析すればよいと考えてよいか。	お見込みのとおりと想定しています。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
15	4-2	第4章		4.	搬入管理	搬入量の管理については、ごみピット貯留容量を超過しないように貴市にて行うものと考えてよいか。 また、ごみピットへの搬入ができないごみの搬出等については費用負担も含めて貴市にて行うものと考えてよいか。	年間の搬入計画等に基づき、運転計画において必要時期に3炉運転とするなどの調整を行った上で、なおごみピット容量の超過が見込まれる際には、搬入量の抑制について市で対応します。
16	4-2	第4章		5. 1)	適正処理	「事業者は、～市は一切の費用を負担しないことに留意すること。」について、要求水準に示されているごみ質の大幅な変動があった場合など、事業者の帰責事由に帰さない場合は、この限りではないものと考えてよいか。	ごみ質由来による費用増など市の責によるものであることを事業者が立証した場合には、この限りではありません
17	4-3	第4章		8.	委託業者への引き渡し等	灰搬出業者やその他委託業者との調整業務は、貴市で行うものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。 事業者は調整に必要な情報を提供してください。
18	4-3	第4章		10. 4)	運転計画の作成	建設期間中の既設炉の補修・整備は貴市にて実施する旨について、既設炉の運転継続に必要と考える補修および点検にかかる日数を確保した運転計画を立案できるものと考えてよいか。	基本的にお見込みのとおりです。 詳細は受注後の設計協議によるものとします。
19	5-4	第5章		6. 5)	補修の実施	既設炉に係る「事後保全」について、下記のとおり理解でよいか。 ①通常事後保全で行う「故障の修理、調整」→軽微な修理、調整にて対応可能な範囲。 ②焼却炉内や、足場が必要となる高所にある設備等の修理・調整、別途専門業者への発注や部品の手配が必要となる修理、調整→「緊急事故保全」の範囲として貴市が別途費用負担し実施。	①②いずれもお見込みのとおりです。
20	5-6	第5章		12. 3)	備品（機器の予備品および消耗品以外）・什器・物品・用役の管理	「事業者は、本施設内の水道、電気等の用役について、負担すること。」について、本工場電気設備から送電する隣接し尿処理施設の電力使用料および契約電力料金は、送電電力量に応じて別途精算頂けると考えてよいか。	基本的に蒸気タービン発電機の発電電力により電力が賄われますが、発電機が停止し電力会社からの買電となった場合、市は使用電力の低減に努めることとし、別途精算はしないものとお考えください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
21	5-6	第5章		13.	機器の予備品および消耗品等の調達	既設炉に係る機器の予備品および消耗品の調達については、日常点検で使用する油脂類等を除き、定期整備等の補修に伴い使用することから、貴市の別途負担により事業者が調達するものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。 ただし、汎用のボルト、ナット等の最低限の部品については事業者側で手配してください。
22	5-6	第5章		13.	機器の予備品および消耗品等の調達	本更新工事にて更新を実施しないものの予備品および消耗品の調達については、日常点検で使用する油脂類等を除き、定期整備等の補修に伴い使用することから、貴市の別途負担により事業者が調達するものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。 ただし、汎用のボルト、ナット等の最低限の部品については事業者側で手配してください。
23	9-1	第9章		1. 4)	売電の事務手続き	「売電は、～発注者との協議により決定するが、随時対応できるようにすること。」について、要求水準書（設計・建設編）第2章2-58頁には「～系統への逆潮流が1,050kWを超えない～」との記載がある。 将来的に系統への逆潮流の上限値が1,050kW以上となる場合、設備改造等が必要になると思慮するが、将来的に、逆潮流の上限値が1,050kW以上となった場合への対応に必要な設備改造の費用は、貴市で負担するものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
24	10-1	第10章		2. 4)	近隣公共施設への自営線による電力供給	自営線の管理区分は、「自営線敷設工事（別途工事）の施工範囲まで」について、自営線敷設工事は事業者が施工するものではないことから、供給元となる電気設備までを事業者が管理し、それ以降の電線等については貴市にて点検を含めた管理を行って頂けないか。	要求水準書に示すとおり、自営線の管理区分は自営線敷設工事の範囲まで管理運営事業者の所掌です。
25	10-1	第10章		2. 4)	近隣公共施設への自営線による電力供給	自営線の管理区分は自営線敷設工事の施工範囲とのことだが、別途工事にて実施する自営線敷設工事の施工内容（敷設方式、敷設距離）をご教示ください。	敷設方式は、地中管理設を想定しています。 敷設距離は、設計・建設編回答No. 81を参照願います。
26	10-1	第10章		2. 4)	近隣公共施設への自営線による電力供給	自営線の管理については、点検箇所における敷設状況の確認、絶縁測定の実施等の作業を想定するものと考えてよいか。	保安規定に従って年次点検、日常点検等を実施してください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
27	10-1	第10章		2. 4)	近隣公共施設への 自営線 による 電力供給	自営線敷設工事は別途貴市にて実施することから、経年劣化等に伴い補修を含む電気配線工事を実施する必要がある事象が発生した場合は、貴市の別途負担にて実施するものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
28	10-1	第10章		2. 5)	近隣公共施設への 自営線 による 電力供給	自営線による電力供給に必要となる業務支援について、具体的な内容をご教示ください。	電力供給に関わる技術的支援を想定しており、主に以下の内容を含みます。 ・電力会社および自営線供給先との協議の際の技術提供。 ・自営線敷設実施設計時、本施設との接続にかかる技術協議。
29	11-1	第11章		1. 2)	清 掃	施設内の清掃範囲として、防犯および機密上の観点から、管理棟貴市職員用諸室は、貴市の所掌として頂けないか。	別紙1に示すとおりです。
30	11-1	第11章		2. 2)	除 雪	「必要に応じて施設内および市が指定する範囲の除雪作業を行い」について、「市が指定する範囲」とは敷地外に該当するか。敷地外の除雪に関しては、事業者の所掌から除外して頂けないか。	敷地外の市が指定する一定の範囲も事業者の所掌範囲とします。具体的には敷地西側の市道白楊通の歩道を想定しています。
31	11-2	第11章		5. 1)	見学者対応	「事業者は、～見学者の理解を得るように努めること。」について、見学者の受付・対応要領については、事業者の提案に委ねられるものと考えてよいか。	見学者説明要領書において計画し、市の承諾を受けて実施するものとお見込みください。
32	11-2	第11章		5. 1)	見学者対応	見学者の受付とは、一般（個人）の見学希望者についての受付対応と考えてよいか。	個人のほか、小学校の社会科見学等の団体も含まれます。
33	11-2	第11章		5. 2)	見学者対応	設計建設期間中については、来場者の安全を考慮し、見学者対応を実施しないものと考えてよいか。	見学者の安全確保の観点から、工事期間中の施設見学は行いません。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
34	11-2	第11章		6. 2)	住民対応	「事業者は、～市に報告すること。」について、下記の事項を提示してください。 ①本施設の管理運営に関して、住民等から直接事業者へ意見等があった場合、初期の対応を適切に行い、その後の対応を貴市へ引き継ぐものと考えてよいか。 ②受付管理業務は貴市所掌であることより、ごみの受入基準や、ごみ処理手数料等に関する、電話や訪問等での問い合わせ窓口は貴市と考えてよいか。	①②いずれもお見込みのとおりです。
35	11-2	第11章		6. 4)	住民対応	「事業者は、市が地元団体と結ぶ覚書、公害防止協定書を十分理解し、市に協力すること。なお～」について、貴市が結ぶ地元団体との覚書および公害防止協定書の内容を把握したいので、閲覧にて提示してください。	現状で締結している覚書や協定書はありません。 今後締結するものについては、可能な時期に事業者とも確認するものとします。
36	別紙1-1	別紙1			管理運営業務範囲	管理運営範囲の対象施設「その他」について、本要求水準書 1-4頁 1. 対象施設 1) 函館市日乃出清掃工場(4)～(5)を指すものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
37	別紙1-1	別紙1		3 5)	管理運営業務範囲「補修の実施」	本業務の工場棟既設炉について「△」となっているが、本記載は、市所掌による定期点検整備および貴市の別途負担により事業者が実施する補修業務があることを示すものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
38	別紙1-1	別紙1		3 8)	管理運営業務範囲「長寿命化施設保全計画の作成および実施」	本業務の工場棟のうち新設炉既設流用を行う機器について「△」となっているが、本記載は、事業者が貴市が行う本業務についてその支援を行うことを示すものと考えてよいか。	長寿命化施設保全計画自体は施設全体として作成する必要があるため事業者所掌で一体的に計画作成してください。 既設流用機器の施設保全の実施自体は市所掌であるため△としています。

■優先交渉権者選定基準に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	5	V	3		提案価格 以外の審査 項目、審査 のポイント および配点	本表に挙げられる審査項目と、様式13～15に記載される内容が異なる部分があるが、基本的には様式の記載を正と考えてよいか。 記載例) 表1 (2) ③ 建設中における環境対策について、優れた提案がなされているか。 様式13-2 建設中において周辺への環境影響を抑えるための対策について記述してください。	優先交渉権者選定基準に基づき審査します。 様式集には、審査に際して特に提案頂きたい内容を記載している箇所があるをご理解ください。

■様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	様式第7号				委任状 (復代理人)	本様式について、H31・H32年度函館市競争入札参加資格申請時に、委任者を本店代表者、受任者を支店代表者とし、入札および契約に係る権限を委任する委任状をすでに提出しており、本事業においても代表企業代表者を本店代表者ではなく、支店代表者として参加表明書を提出する場合、本様式にて委任者を本店代表者、受任者を支店代表者とする委任状は提出不要と考えてよいか。	お見込みのとおりです。 ご指摘の場合、本様式は、支店代表者からの委任がある場合に提出してください。
2	様式第8号 [1/6]	1	⑥		全ての 応募者 について 必要な書類	全ての応募者について必要な書類のうち、「令和2年11月時点において函館市の競争入札参加資格を有することを証する書類の写し」に関して、函館市財務部調度課ホームページに掲載されている「H31・H32年度函館市競争入札参加有資格者名簿」にて、応募企業が登録されている業種別一覧の写しを添付することで、当該資格を証明する書類としてお認め頂けると考えてよいか。	参加資格申請の「受理票」写しを想定していましたが、お手元に無い場合はご質問の書類も認めます。
3	様式第8号 [2/6]	4	⑩		建設企業 (土木・ 建築担当) について 必要な書類	「参加表明書の提出期限日において、函館市競争入札参加有資格業者として建築一式工事の工種に登録されていることを有する書類。※建設企業（プラント担当）が建設企業（土木建築担当）を兼ねる場合、上記に記載の建築一式工事を清掃施設工事と読み替えることを認める。」との記載があるが、本書類に関し、函館市財務部調度課ホームページに掲載されている「H31・H32年度函館市競争入札参加有資格者名簿」にて、応募企業が登録されている業種別一覧のうち、建築一式工事または清掃施設工事の写しを添付することで、当該資格を証明する書類としてお認め頂けると考えてよいか。	参加資格申請の「受理票」写しを想定していましたが、お手元に無い場合はご質問の書類も認めます。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
4	様式第8号 [6/6]				配置予定者 (現場総括 責任者)	<p>「※募集要項Ⅳ(2)カ(ウ)～施設の概要がわかる書類を添付すること。」について、下記の事項をご教示ください。</p> <p>①「契約書の写し」は、発注者との守秘義務に係る部分を黒塗りにして提出してもよいか。</p> <p>②「施設の概要がわかる書類」は、施設のパンフレットを提出すればよいか。</p>	<p>①現場総括責任者としての業務受託実績を確認するための書類であり、不要な部分の黒塗りはかまいません。</p> <p>②お見込みのとおりです。</p>
5	様式 第14-2号	(2)	③		運 転・ 維持管理 計 画	<p>「事業期間および期間終了後の耐用年数を見据えた施設保全計画について、記述してください」との記載について、「優先交渉権者選定基準」5頁2. 管理運営業務に関する提案(2)ウに記載の評価のポイントでは、「事業期間中の耐用年数を見据えた施設保全計画について、優れた提案がなされているか。」となっております内容に相違がある。</p> <p>本記載は「事業期間中の耐用年数を見据えた施設保全計画について、記載してください。」と読み替えるものと考えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおり、様式第14-2号注記は、「事業期間中の耐用年数を見据えた施設保全計画について記述してください。」に改めます。</p>
6	様式 第15-4号	(2)	②		リスク管理	<p>「本事業に伴うリスクの認識と対応策について、以下に示す項目毎に記述してください」との記載について、文中に「以下に示す項目」の記載がない。</p> <p>「本事業に伴うリスクの認識と対応策について、記述してください」と読み替えるものと考えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

■基本協定書（案）に対する質問への回答

質問はありませんでした。

■基本仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
1	別紙5	3	3)		本施設の管理運営に関する業務	「3) 既設炉の定期修繕工事に係る業務」は、募集要項3頁に記載の「既設炉および既設流用設備の補修」が正と考えてよいか。	ご理解のとおりです。 契約書において修正いたします。

■建設請負仮契約書（案）に対する質問への回答

質問はありませんでした。

■管理運営委託仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
1	23	1			業務の履行責任	「受注者は、～理由の如何を問わず、本施設の基本性能が発揮されていないことはこの契約に基づく業務の不完全履行を構成し、これを直ちに改善する義務を負い、改善するまで第24条に基づく損害金を支払う。」について、要求水準書において貴市の所掌で行うこととなっている維持管理業務に関する不備、不履行等が原因となり、基本性能が発揮されない場合は、免責となるものと考えてよいか。	管理運営委託契約書第23条第4項2号の適用がある場合には、同号所定の措置により事業者は救済されます。
2	27 別紙3				保 険	受注者が加入する保険として、第三者賠償責任保険と火災保険が示されているが、募集要項P.16に「市は、本施設の所有者として、本施設に係る建物災害共済に加入する」との記載がある。 火災、落雷、破裂または爆発等による損害の補償としては、貴市が加入する「建物災害共済」と受注者が加入する「火災保険」が重複する。 受注者が加入する第三者賠償責任保険の対物賠償の上限額を引き上げ、受注者の責による事故（火災に発展した場合を含む）への備えを手厚くすることで火災保険に代えるものとし、受注者の責以外の火災等のリスク（落雷によるものや、持ち込まれたごみに起因するピット火災など）については貴市の保険で賄って頂けないか。	火災保険の付保は契約条件です。 原案のとおりとします。
3	34				検 査	本項に記載の検査とは、要求水準書（管理運営編）1-19頁.1章.第6節.6「業務期間終了時の引渡し条件」を満足するための検査を行うものと考えてよいか。	ご理解のとおりです。